

滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程

昭和42年4月24日

滋賀県訓令第9号

(最終改正 令和6年4月1日)

(本部の設置)

第1条 琵琶湖水政に関する施策の総合的かつ一元的な推進を図るため、滋賀県琵琶湖水政対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 専門部員

2 本部長は、知事をもつて充てる。

3 副本部長は、副知事をもつて充てる。

4 本部員は、本庁の部長の職にある者をもつて充てる。

5 専門部員は、別表に掲げる職にある者をもつて充てる。

6 本部長は、前2項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または専門部員に命じ、または委嘱することができる。

(構成員の職務)

第3条 本部長は、対策本部の事務を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、琵琶湖環境部を担任する副知事である副本部長がその職務を代行する。

3 本部員は、それぞれの職務に応じて本部長を補佐し、所掌事務を処理する。

4 専門部員は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、または命を受けて対策本部の事務に従事する。

(所掌事務)

第4条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 琵琶湖淀川流域の流域自治に関すること。
- (2) 琵琶湖流域治水政策に関すること。
- (3) 水資源の総合調整に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他琵琶湖水政について必要な事項に関すること。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部員会議および専門部員会議とし、本部長が招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、前条に規定する事項について審議する。

3 専門部員会議は、専門部員で構成し、前条に規定する事項について協議する。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課において処理する。ただし、第4条第1号および第2号に掲げる所掌事務に係る庶務は、土木交通部流域政策局において処理する。

(連絡員および調査員)

第7条 本部長は、対策本部の事務を円滑かつ強力に実施するため、必要に応じ関係課に連絡員および調査員を置く。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

別表（第2条関係）

所属名	職名
知事公室	次長、防災危機管理局長、防災危機管理局副局長
総合企画部	次長、企画調整課長、県民活動生活課長、CO ₂ ネットゼロ推進課長
総務部	次長、人事課長、財政課長、市町振興課長
文化スポーツ部	次長、文化芸術振興課長
琵琶湖環境部	次長、技監（下水道担当）、環境政策課長、琵琶湖保全再生課長、循環社会推進課長、下水道課長、森林政策課長、びわ湖材流通推進課長、森林保全課長、自然環境保全課長、琵琶湖環境科学研究センター次長、琵琶湖博物館研究部長
健康医療福祉部	次長、健康福祉政策課長、生活衛生課長
商工観光労働部	次長、観光振興局長、商工政策課長、産業立地課長、イノベーション推進課長、観光振興局副局長
農政水産部	次長、農政課長、みらいの農業振興課長、畜産課長、水産課長、耕地課長、農村振興課長
土木交通部	次長、流域政策局長、監理課長、道路整備課長、道路保全課長、都市計画課長、住宅課長、建築課長、流域政策局副局長、広域河川政策室長、流域治水政策室長、河川・港湾室長、水源地域対策室長、砂防室長
環境事務所	所長
森林整備事務所	所長
農業農村振興事務所	所長
土木事務所	所長